

求職者等に対するセクシャルハラスメント防止に関する基本方針

1. 基本的な考え方

徳島商工会議所（以下「当所」）は、地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、社会一般の福祉の増進に役立つことを目的として、多様な活動を展開しております。

これらの活動を支える職員等の採用に当たっては、求職者等が安心して採用面接、就職説明会、職場訪問、インターンシップその他の求職活動等に参加できる環境を確保することが重要であることから、当所は、求職者等の個人としての尊厳を不当に傷つけるあらゆるセクシャルハラスメント(その他これらに類する行為)を一切容認しません。

2. 対象となる「求職者等」と「求職活動等」

本方針における「求職者等」及び「求職活動等」は、次のとおりとします。

- ・求職者：当所の求人に応募する者、採用試験や面接等に参加する者
- ・求職者以外で、当所が実施する労働者の採用に資する活動に参加する者
- ・インターンシップや、その他の実習を受ける者
- ・求職活動等には、採用試験や面接、就職説明会、当所職員への訪問、インターンシップ等が含まれ、オンラインやSNS等を介するものも含まれます。

3. 求職者等に対するセクシュアルハラスメントの定義

当所では、求職活動等において、当所が雇用する労働者が求職者等に対して行う性的な言動により、求職者等の求職活動等が阻害されるものを「求職者等に対するセクシュアルハラスメント」とします。同性に対する言動も対象となり、求職者等の性的指向又はジェンダー・アイデンティティにかかわらず対象となります。

4. 該当する言動の例

- ・性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報を意図的に流布すること
 - ・必要なく身体に触ること、性的な関係を強要することその他の性的な言動又は行動
 - ・性的な冗談、からかい、容姿・身体・恋愛・性経験等に関する不適切な発言や質問
 - ・性的な内容を含む画像、ポスター、画面等を見せる・掲示すること
 - ・採用試験や面接、インターンシップ等で、私的な食事・交際等を執拗に誘うこと
 - ・求職者等に個人的な連絡先やSNSでのやり取りを不必要に求めること
 - ・性的な言動を拒否・問題視したことを理由として、採用上不利益な取扱いを示唆すること
- 上記は例示であり、これらに限られるものではありません。

5. 当所の対応

当所は、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行ってはならないことを明確にし、管理監督者を含む全職員に対して方針及び具体的なルールを周知・啓発します。また、求職者等から相談を受けた場合、相談者の心身の状況や受け止めにも配慮しながら、次のとおり対応します。

- ・求職者等から相談を受ける相談窓口をあらかじめ定め、求職者等に周知します。
- ・採用試験・面接・面談は、原則として当所が指定する場所・時間に実施します。
- ・採用面接等は、可能な限り複数名で対応します。
- ・求職者等との連絡は、当所が指定する電話、メール等の当所が所有する連絡手段を原則とし、職員個人の電話・SNS・私的アカウントの利用はしません。
- ・求職者等との私的な交際、性的関係、不要な個人情報の収集・交換等を求めません。
- ・採用判断と無関係な性的な事項、恋愛、結婚、容姿、性的指向等に関する質問は行いません。
- ・採用選考に関する情報は、必要な範囲の役職員のみが取り扱います。
- ・相談窓口において受けた相談は、必要に応じて総務・人事担当者等と連携します。
- ・相談内容を整理し、相談者・行為者双方から事実関係を確認します。必要に応じ第三者からも聴取します。
- ・相談について、事実が確認された場合は、被害者への配慮、行為者への適正な措置、相談対応、必要な懲戒その他の措置等を講じます。
- ・相談について、事実が確認できなかった場合や被害の訴えが明確でない場合、該当性が微妙な場合も含め、広く受け止めるとともに、必要に応じて研修・周知等の再発防止策を講じます。
- ・相談者・行為者および事実関係の確認に協力した者のプライバシーは厳重に保護し、職務上知り得た秘密は一切外部に漏らしません。また、相談や協力を行ったことを理由として、求職者等や職員が不利益な取扱いを行いません。

6. 相談窓口

相談窓口 徳島商工会議所 事務局長、総務企画部担当

連絡先 電話：088-653-3211 メール：saiyo@tokushimacci.or.jp

令和8年10月
徳島商工会議所